

2章 こどもの権利擁護

国通知が出てから仕組みを構築するとあるが、速やかに着手するニュアンスが出る方がよいのでは

→ P8 下から4行目 国からの通知の基づき速やかに仕組みを構築する。

P9 上から4行目 …「ガイドライン」を踏まえ、速やかに市民周知等を図っていく。 と、「速やかに」を追記

3章 こども家庭支援体制の構築等に向けた取組

各メニューの前に、大阪市として支援メニューの充実に努めていくのだということを現在の各事業の下に入れるべきでは

→ P12 下から7行目 地域社会における家庭の機能を補いながら、こどもの養育を支える社会的養育体制や支援メニューの充実に努めていく。 を追記

5章 里親等への委託の推進に向けた取組

P28 里親等への委託推進の章なので、図表20の順を左から里親等、小規模グループケア、本体施設の順に入れ替え、矢印に「地域分散化」や「高機能化」といった文言を追記

計画の記載と考えたときに、将来的には整備するという表現はいかがなものか。

P31 上から7行目 将来的には民間機関によるフォスタリング業務の実施体制を整備する。

→ 民間機関によるフォスタリング業務の実施体制を整備し、里親支援メニューの充実に努める。 に変更

計画（案）から最終案への変更点

7章 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

乳児院についてのアフターケアとして、地域支援なども盛り込むべきだし、全体として現在推進しているところということを表現すべき

- P39 最下行 家族再統合支援の充実や里親等委託の更なる推進が必要である。
→ 家族再統合支援、再統合後の地域生活支援の充実や里親等委託の推進に努めている。
- P40 下から3行目 本体施設との連携が必要となる。
→ 本体施設との連携が重要となっている。
最下行 人員配置の充実が必要である。
→ 人員配置の充実に努めている。

11章 留意事項

P55 12行目 具体には、各種事業については事業所管部署に進捗状況を確認し、毎年達成状況を審議会に報告することで進捗管理に努めていく。 を追記

P55～56	計画策定経過の時期予定部分の日付確定	
令和2年1月下旬～2月下旬	パブリックコメント実施	令和2年1月 <u>31日</u> ～2月 <u>28日</u> パブリックコメント実施
3月中旬	令和元年度第5回	→ 3月 <u>17日</u> 令和元年度第5回
3月下旬	第3回児童福祉審議会	3月 <u>23日</u> 第3回児童福祉審議会

資料編

用語集を追加